

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県呉市広多賀谷三丁目7番13号

氏名 寺本環境株式会社
代表取締役 寺本 久恵

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

呉市長 新原 芳明



許可の年月日 令和元年7月30日

許可の有効年月日 令和6年7月29日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（焼却、破碎、選別、減容、圧縮、破碎・選別）

産業廃棄物の種類

【焼却】

- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず

【破碎】

- ・金属くず（廃蛍光管に限る。）
- ・ガラスくず（廃蛍光管に限る。）

【選別】

- ・廃プラスチック類（廃容器包装に限る。）
- ・金属くず（廃容器包装に限る。）
- ・ガラスくず（廃容器包装に限る。）

【減容】

- ・廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）

【圧縮】

- ・廃プラスチック類（廃容器包装を含み、廃プリント配線板及び自動車等破砕物を除く。）
- ・紙くず
- ・金属くず（廃容器包装を含み、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、自動車等破砕物を除く。）

【破碎・選別】

- ・廃プラスチック類（廃太陽光パネルに限る。）
- ・金属くず（廃太陽光パネルに限る。）
- ・ガラスくず（廃太陽光パネルに限る。）

（これらのうち、水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和元年8月19日
令和4年6月17日
令和6年1月30日

更新許可
変更届出（事業の用に供する施設の移設）
変更許可（破碎・選別施設の追加）以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

6. 事業の用に供するすべての施設

(1) 焼却施設

設置場所：呉市広多賀谷三丁目3番221

設置年月日：平成21年7月23日

処理能力：紙くず 0.608 t / 日（8時間）、木くず 0.672 t / 日（8時間）、繊維くず 0.608 t / 日（8時間）

(2) 破碎施設

設置場所：呉市広多賀谷三丁目3番221

設置年月日：平成22年5月18日

処理能力：金属くず・ガラスくず 1.9 t / 日（8時間）

(3) 選別施設

設置場所：呉市広多賀谷三丁目3番221

設置年月日：平成23年9月30日

処理能力：廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず 4.3 t / 日（8時間）

(4) 減容施設

設置場所：呉市仁方棧橋通1511番62

設置年月日：平成27年6月18日

処理能力：廃プラスチック類 0.48 t / 日（8時間）

(5) 圧縮施設

設置場所：呉市仁方棧橋通1511番62

設置年月日：平成28年6月10日

処理能力：廃プラスチック類 0.598 t / 日（8時間）、紙くず 0.708 t / 日（8時間）、金属くず 2.376 t / 日（8時間）

(6) 破碎・選別施設

設置場所：呉市仁方棧橋通1511番62

設置年月日：令和5年11月22日

処理能力：廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず 4.0 t / 日（8時間）

(7) 保管施設

ア 焼却処理

設置場所：呉市広多賀谷三丁目3番221，面積：16.0 m²，種類：紙くず・木くず・繊維くず，保管上限：24.0 m³，積み上げることができる高さ：屋内容器保管

イ 破碎処理

設置場所：呉市広多賀谷三丁目3番221，面積：0.69 m²，種類：金属くず・ガラスくず，保管上限：0.31 m³，積み上げることができる高さ：屋内容器保管

ウ 選別処理

設置場所：呉市広多賀谷三丁目3番221，面積：36.0 m²，種類：廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず，保管上限：18.0 m³，積み上げることができる高さ：屋内容器保管

エ 減容処理

設置場所：呉市仁方棧橋通1511番62，面積：30.0 m²，種類：廃プラスチック類，保管上限：13.5 m³，積み上げることができる高さ：屋内保管

オ 圧縮処理

設置場所：呉市仁方棧橋通1511番62，面積：5.2 m²，種類：廃プラスチック類・紙くず・金属くず，保管上限：4.4 m³，積み上げることができる高さ：屋内保管

カ 破碎・選別処理

設置場所：呉市仁方棧橋通1511番62，面積：6.0 m²，種類：廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず，保管上限：10.0 m³，積み上げることができる高さ：屋内保管 以下余白